

高知大学教育研究部会議の運営等に関する規則

平成 20 年 10 月 22 日
規則 第 37 号

最終改正 平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学教育研究部規則第 13 条の規定に基づき、高知大学教育研究部会議（以下「教育研究部会議」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(議事)

第 2 条 教育研究部会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第 3 条 教育研究部会議の構成員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第 4 条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 5 条 教育研究部会議の事務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 22 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。